第七条

1

(1)　ＪＩＣＡがモルディブ共和国政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、モルディブ共和国政府は、それらの設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。これらの設備、機械及び資材は、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件でモルディブ共和国政府の権限のある当局に引き渡された時にモルディブ共和国政府の財産となる。

(2)　ＪＩＣＡがモルディブ共和国政府に設備、機械及び資材を供与する場合には、モルディブ共和国政府は、それらの設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

(3)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材は、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用される。

(4)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のモルディブ共和国内における輸送のための費用並びにそれらの交換、維持及び修理のための費用は、モルディブ共和国政府が負担する。

2

(1)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが用意するものは、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、ＪＩＣＡの財産とする。

(2)　モルディブ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。

(3)　モルディブ共和国政府は、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

第八条

モルディブ共和国政府は、その指定する機関を通じ、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第九条

1

日本国から派遣されてこの協定に基づく技術協力計画に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をモルディブ共和国において遂行する駐在員及び職員（以下、それぞれ「駐在員」及び「職員」という。）を置く海外事務所（以下「事務所」という。）をＪＩＣＡがモルディブ共和国において維持することができることが確認される。

2

モルディブ共和国政府は、次の措置をとる。

(1)

(a)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　モルディブ共和国に派遣される駐在員一名につき一台、職員一名につき一台、駐在員の家族につき一台及び職員の家族につき一台の自動車

(c)　モルディブ共和国に自動車を輸入しない駐在員、職員及びそれらの家族に対し、当該駐在員、職員及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、駐在員一名につき一台、職員一名につき一台、駐在員の家族につき一台及び職員の家族につき一台の自動車の登録料を免除すること。

(d)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、その任期中、モルディブ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　駐在員及び職員に対し、身分証明書並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　駐在員、職員及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　駐在員及び職員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)

(a)　事務所に対し、事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　事務所に対し、事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d)　事務所に対し、事務所の経費であって国外から送金されるものに対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

3

2に規定する自動車が、その後モルディブ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

4

モルディブ共和国政府は、駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に対し、モルディブ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及びそれらの家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第十条

モルディブ共和国政府は、モルディブ共和国に滞在する専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族の安全を確保するために、必要な措置をとる。

第十一条

両政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十二条

1

この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、また、当該計画に関連するモルディブ共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2

この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関連する任務を遂行するためにモルディブ共和国に滞在中の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員、駐在員、職員及びそれらの家族に対して与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

第十三条

1

この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2

この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもって協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年八月十六日にマレで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
髙橋邦夫

モルディブ共和国政府のために
アフメド・シャヒード

○外務省告示第三百九十七号

平成二十二年八月十二日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった南部地域上水道整備計画（ドンナイ省及びバリア・ヴンタオ省）（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年八月十三日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十二年九月六日

外務大臣　岡田　克也